

平成29年第4回(9月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成29年9月22日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

平成29年9月22日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第 38号 | 川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 39号 | 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第 40号 | 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 41号 | 川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 42号 | 川南町税条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 43号 | 川南町公園条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 44号 | 町道路線の認定について |
| 日程第8 | 議案第 45号 | 平成29年度川南町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第9 | 議案第 46号 | 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第 47号 | 平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第 48号 | 平成29年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第 49号 | 平成29年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第 50号 | 平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第 51号 | 平成29年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 認定第 1号 | 平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第 2号 | 平成28年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第 3号 | 平成28年度川南町水道事業会計決算認定について |
| 日程第18 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第19 | 同意第 10号 | 教育委員会委員の任命について |

- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 裕嗣 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開議

- 議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

午前11時40分再開

- 議長（川上 昇君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第38号 川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについて、日程第2、議案第39号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、日程第3、議案第40号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第41号 川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第42号 川南町税条例の一部改正について、日程第6、議案第43号 川南町公園条例の一部改正について、日程第7、議案第44号 町道路線の認定について

本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（徳弘 美津子君） 議案第39号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、町民課課長ほか担当職員の説明を受けました。その審査経過と結果について御報告申し上げます。この条例の改正はこれまで印鑑登録証の交付を受ける場合、印鑑登録証を添えて窓口に申請をしておりました。紛失や持参していない場合などで、再交付手続きする方は15分から20分の時間と400円の再交付手数料が必要でした。今回の改正では写真付きの証明の本人確認が取れるもの、例えば運転免許証、マイナンバーカード、住基カード等を提示すれば、印鑑登録証が無くても印鑑登録証明書の発行ができるようにするものです。マイナンバーカードでコンビニでの住民票や印鑑登録証明書などが発行できる自治体もありますが、川南として取組むには、まず当初に約2700万円の経費がかかり、3年間は国が2分の1負担しますが当町のマイナンバーカード普及率6%では中々厳しいとありました。マイナンバーカード普及率が先かマイナンバーカード利便性を先に構築して普及率を上げるか、今後の周辺自治体の取組みとの様子見であるかと思えます。ちなみにコンビニ発行が出来る県内の自治体は26市町村では7市が取り組んでおり西都市と串間市が現在取り組まれていないようです。以上、審査の

結果、原案どおり全員賛成で可決となりました。

議案第40号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、総務課長ほか担当職員の説明を受けました。これまで「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」の文言を「養子縁組里親」と改めます。また育児休業の期間の延長ができる特別の事情として、これまでの一度育児休業を終え復職した場合、再度育児休業は取得できなかったものが、今回の改正案では育休明けで復職して、その後保育所に入ることが出来なくなった場合等、育児休業を再度取ることが出来るものです。以上、審査の結果、原案どおり全員賛成で可決となりました。

議案第41号証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてですが、総務課課長ほか担当職員の説明を受けました。この条例は自治法改正によるもので、町の依頼した講演会などの講師について、これまでは報償費の中で交通費を含めて支払いをしておりました。しかし源泉徴収をする上で交通費に関しては課税対象とならないことから今回は実費分の交通費を明確に報償費と分けて明示し交通費について源泉せず支払うこととなります。以上、審査の結果、原案どおり全員賛成で可決です。

議案第42号川南町税条例の一部改正についてです。税務課長ほか担当職員の説明を受けました。現行の「控除対象者配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものです。また地方税法の改正により配偶者控除と配偶者特別控除の見直しが行われました。大きく改正されたことは給与収入103万円の配偶者控除38万円が150万円まで引き上げられたこととなります。また主となる世帯者の給与額等により配偶者の所得を細分化し最高38万円から最低で1万円までの配偶者特別控除が受けられるものです。以上、審査の結果、原案どおり全員賛成で可決となりました。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 9月13日の本会議で文教産業常任委員会に付託されました、議案第38号川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについて、議案第43号川南町公園条例の一部改正について、議案第44号町道路線の認定についてにつきまして審査の経過と結果の報告を行います。

議案第38号川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについては、これからの本町における教育のあり方を検討する重要な条例であり、議員各位の意見を聴く必要もあるとの考えから議員控え室において連合審査により審議しました。この審議会は、今までの座談会やアンケートを踏まえ、より良い教育環境を提供するためには中学校を1校に再編する案が良いのではとの考えから設置するもので、教育委員会の諮問に対し、審議検討し答申を行うとの説明でありました。質疑応答では、「教育委員会は学校を訪問し現場の確認や意見を聴いたりしているのか。」、「小学校の再編まで審議するのか。」の問いに、「教育委員会では定期的に学校を訪問する機会があるのでその際に現場を確認しており、再編についての視

察も行っている。小学校の再編についてはまずは中学校の再編を審議し小学校の再編は今のところ考えていない。」との回答でした。また、補正予算で委員の報酬が計上されていたが、この条例案では委員に報酬を出す根拠がないではないかとの質問があり、報酬を出す根拠は規則の別表に定めてあるとの回答でありました。連合審査の後は委員会室に戻り討論採決を行った結果、賛成多数で可決しました。

次に議案第43号川南町公園条例の一部改正については、町の公園として、住民福祉の向上と広く住民に利用していただくために行為の制限を規定し、文言等の修正を行うものです。質疑応答では、こういった改正を行うのは、何か不適切な使用などがあったのかの問いに、青鹿キャンプ場の施設を長期利用する行為が見うけられるため、規則に使用期間の定めがなかったものに3泊4日との定めを追加したとの回答でありました。審査の結果異議もなく全員賛成で可決しました。

次に議案第44号町道路線の認定については、3134号竹浜・川北南橋は農地課で管理を行っていたが、道路法による維持管理の依頼があったため町道路線として認定するもの。質疑応答では、町道に認定することで今後の維持管理など交付金事業で行うことが出来るのかとの問いに、橋梁の改修もだが災害時などの充当率の高い災害復旧事業にのせるためにも町道に認定する必要があるとの回答でありました。審査の結果、異議もなく全員賛成で可決いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第38号川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） 議案第38号、学校規模適正化審議会設置条例を定めるについて、反対の立場で討論を行います。教育委員会におかれましては、限られた予算の中で、本町の宝ともいえる次代を担う子弟の教育に尽力されていることには敬意を表します。残念ながら、今回唐突ともいえる小・中学校再編ありきとも取れる審議会設置条例を提起されたことは、ことを急ぎすぎるのではと思わざるを得ません。よって審議会設置条例案提案に反対するものであります。まず第1点であります、町長は提案理由の中で色々あげておられますが、中学校を一つに再編することが良いとの考えに至ったと述べられています。言うまでもなく

教育委員会の職務権限の中には、地方教育行政法で学校等の設置・管理・廃止が第一に掲げられています。当然、教育委員会で検討すべき課題ではありますが、既に統合が適当と判断されているのならば、堂々と統廃合を進められるべきで、結論ありきの審議会設置は、審議会委員に統廃合の責任を転嫁するあまりにも無責任な施策ではないのでしょうか。

第2点には審議会委員の構成ですが、学識委員を除き、まさに教育委員会の管轄下にある方々で、いつでも意見の聴取は可能ではないのでしょうか。

第3点目は統廃合理由の筆頭に少子化・人口減少をあげられていますが、少子化・人口減少に抗う姿勢が全く伺えないことでもあります。学校の統廃合は少子化・人口減少に拍車をかけることはあっても歯止めの役割を果たすとは到底考えられません。このことは多くの廃校があった地域を見れば明らかです。地域の学校に通いたいという方がいれば最後まで守り抜くという首長はたくさんおられます。現状を追認し、学校経費、教育子育て経費を削減することが本当に子どもたちのことをあるいは地域のことを考えた教育行政といえるのでしょうか。

第4点目に学校規模や学校施設にも触れられています。学校規模については大規模、あるいは小規模それぞれメリット、デメリットがあります。学校規模は地域実情で大きく異なるのではないのでしょうか。メリット、デメリットを補う施策こそ講じるべきではないのでしょうか。よく新聞紙上を賑わす時として悲惨な結果を招きかねないいじめ問題等も大規模校の方が起こりうる典型的課題ではないのでしょうか。教育長は質疑の中で、いじめは大規模校でも小規模校でも起こる問題だと発生が必然とも取れる発言をされていましたが果たしてそうなのでしょうか。また統廃合の理由として、山本・多賀小の複式学級への懸念を上げられ、中学校を一つにすることを審議くださいとは全く意味不明です。

最後に、町長は子どもたちにより良い教育環境を提供するために総合的に判断と結論付けておられますが、子どもたちが現在より離れた所の学校に通うことを望むとお考えなのでしょうか。子どもたちのことを真っ先に考慮されるのは真っ当なお考えと思いますが、今提案は子どもに寄り添ったものとは思えません。さらに学校は地域振興の大きな拠点です、地域全体の課題です。卒業生や地域の方々にとってふるさとの大切な部分が飛んで行ってしまふことに等しいのではないのでしょうか。町長の発言をお借りすれば、総合的に判断して学校規模適正化審議会設置条例は仮に統廃合を進める場合でも、あるいはもっと慎重であるべきと言う立場でも全く不要なものだと判断せざるを得ません。悪戯に少子化、人口減少を嘆くばかりで対応策も講じず抗うこともなく、時流に任せダウンサイジングにのみに走る姿勢は将来への希望は全く見出せません。今回の審議会設置条例案は行政の役割を大きく問われ、町の方向性に係る問題です。議員の皆様、地方自治体の役割は何なのか、将来の川南町を見据えての地方議会人としての矜持をもっての判断をお願い致します。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子朗君） 議案第38号、川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについて、反対の討論を行います。議案第38号は、川南町の学校規模等を審議検討するために設置するものとのことですが、町では、これまでに学校再編について座談会やアンケートを行い保護者や住民の意見を聞いたとのことですが、町民の数からしてあまりにも少ない数であること。学校施設の老朽化と言うが、もう使えないと判断した根拠を示してもらいたい。今のまま残す努力をしていない。結論ありき、中学校一校の審議会設置条例は反対です。以上、述べまして反対討論と致します。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第38号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔「起立少数」〕

起立少数であります。

従って、議案第38号 川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについては、否決されました。

しばらく休憩します。午後の会議は午後1時からとします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第39号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第39号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第40号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第41号川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号 川南町税条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第42号川南町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号川南町公園条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第43号川南町公園条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号町道路線の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第44号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第45号平成29年度川南町一般会計補正予算（第4号）、日程第9、議案第46号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第47号平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第48号平成29年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第49号平成29年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第50号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第51号平成29年度川南町水道事

業会計補正予算（第1号）、以上、7議案を一括議題とします。

本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（徳弘 美津子君） 議案第45号平成29年度川南町一般会計補正予算（第4号）、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。歳入歳出総額にそれぞれ、2億8118万6000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億7684万7000円となりました。各所管の担当課長及び担当職員の説明をうけました。歳入については関連の歳出での説明をいたします。主なものです。町民健康課では歳出の基幹システム設計改修委託料1287万4000円は住民票及びマイナンバーカード等に現姓と旧姓も記載するもので、婚姻などにより氏の文字の直前の氏を本名と併せて記載することで個人の同一人性を特定しやすくなるものです。福祉課では、総合福祉センター予定地地質調査委託料1221万7000円は公民館と旧武道館跡地に建設が計画されている総合福祉センター用地21m×105mに5カ所にボーリングをし地耐力の調査を行います。今回計画されている総合福祉センターは免振構造での建設を計画しており、免振構造の建築はトータルで約6%事業費用が多くかかりますが、最近の新しい庁舎の日向市・延岡市なども免震構造となっております。総務課では、財政調整基金積立4423万4000円積み立てるものですが、これが決定しますと財政調整基金積立は9億5900万円になります。住みやすいまちづくり2599万8000円の事業についてですが、歳入はふるさと振興基金でいわゆるふるさと納税を原資とするものです。まず印刷製本は「川南合衆国」を6000部増刷するものです。婚活イベント支援事業委託料27万円ですが宮崎市にある「縁活みやざき」に委託するもので3回の婚活を計画します。1回30人で一人3000円を町が負担するものです。高等学校等就学支援給付費は今回アンケートする中で県立の高等学校の授業料以外の月の負担を聞き、高鍋高校で約2万円、農業高校は寮費を含め約2万9000円等で佐土原高校が一番低く約5000円であることから、月々一人5000円を給付します。対象者は県立・私立含め545人で今回は来年3月までの6カ月分の予算を計上するものです。私立雇用保育士等処遇改善助成金636万円は、国の処遇改善予算とは別に町の単独予算で10月から来年3月までの予算計上で、「今後継続的な取り組みか。」との委員の質問には「今後、毎年取り組みたい。」との返答でした。これは町内の私立保育所や幼稚園の正職・臨時職の町内居住保育士に月額2万円、町外居住保育士には月額1万円を直接本人に支払います。助成金は6カ月分を6月と12月に商品券でまとめて支給するものです。委員会では独身の保育士の場合12万円もの商品券の使い道について疑問視する意見があがりましたが、支給対象者にとってはそれでも良いのではとの意見もありました。また給食業務の方々については支給対象外であることから委員の中では、業務の中で調理業務以外に保育士と同じように園児に関わりを持っている場合もあり同じように支給を考慮す

べきではとの意見もあがりました。まちづくり課では住みよいまちづくり520万円ですが、まず、備品購入は6自治公民館に折りたたみテーブル60台(各10台)、座卓60台(各10台)、ミーティングチェア90脚(15脚)を振り分けます。これは宝くじ助成事業で10分の10です。印刷製本代金は宝くじのキャラクター「くうちゃんシール」を張るための費用です。自治公民館マップは転入者に向けて自治公民館の所在区域などを示すマップを作成するものです。持続可能な地域づくり応援補助金は県の助成3分の2、町の助成3分の1の248万2000円です。3カ年で約500万円の事業となり、地元負担が9分の3、県負担が9分の4、町負担が9分の2となり、今回の補正予算248万2000円は主に鶴戸の本地区の公会堂の改修を行います。このような補助金はハード面だけではなかなか県の助成もおりにくくソフト面をいかにして取り組むかが重要となります。これは鶴戸の本地区「風かおる丘～大地に夢を～」事業で平成32年までの事業に取り組む計画が出されております。計画では鶴戸の本公会堂を中心に地域を指導者として地域の子どもはもとより地域外の子どもから大人までを対象に生涯学習の教室を開催するもので8つの事業が計画されており、今後その開催については興味が持たれます。消防費の報償費235万円は消防団員14人の退団によるものです。今回は19人の退団者ですが5名については5年未満なので対象外になっております。消防団員は定数243名ですが現在は217名で充足率89.3%となっております。委員会では予算は説明ではなく議案で分かるように掲示すべきとの意見があがりました。以上、慎重に審査し総務厚生常任委員会に付託された補正予算については全員賛成で可決です。

次に議案第46号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、町民健康課長ほか担当職員の説明を受けました。その審査経過と結果について御報告申し上げます。歳入、歳出それぞれ1億7095万5000円を追加し総額30億5252万9000円となります。歳入の保険税の6311万1000円の減額は、先の6月議会で条例改正による税率の変更でなったことによるものです。歳出の償還金は療養給付費など額の決定による返還金になります。以上、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第49号平成29年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)について福祉課長ほか担当職員の説明を受けました。その審査経過と結果について御報告申し上げます。歳入、歳出それぞれ22万7000円を追加し総額538万3000円となりました。平成28年度の決算を受け繰越金22万7000円と決定したことによる予算計上であります。以上、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第50号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、福祉課長ほか担当職員の説明を受けました。その審査経過と結果について御報告申し上げます。歳入、歳出それぞれ7452万1000円を追加し、総額17億2892万4000円となります。歳入の主なものは平成28年度繰越等です。歳出では140万9000円のシステム改修委託料は現行の年齢区分2段階から3段階になる事によるシステム改修費です。介護保険準備積立基金積立金3025万6000

円ですが今回積み立てをすることにより1億3882万555円となります。以上、討論はなく全員賛成で可決です。以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 議案第45号平成29年度川南町一般会計補正予算（第4号）の主なものの報告をいたします。8款2項2目18節備品購入費200万円は、トラクター用のアーム草刈機のシャフト部分が破損したが、部品が生産されていないことからアーム草刈機を購入するものです。8款2項3目15節工事請負費2100万円は、塩付・長岡線舗装打換え工事L=600mを行うものです。状況については現地を視察いたしました。また、8款2項3目諸収入995万6000円は尾鈴大橋補修工事費の都農町負担分で、歳入の19款4項4目3節他市町村受託事業収入を受けての計上であるとの説明がありました。995万6000円の根拠については6月補正4109万8000円（交付金事業）に対し補助率58.85%の2418万6000円が交付決定し、4109万8000円から2418万6000円を差し引いた1691万2000円を両町で割った845万6000円と300万円（町単費）を両町で割った150万円を足した合計が995万6000円になり、これが都農町の負担額となるとの説明でした。委員からは負担金額の根拠などは疑義を持つものではないが、今回の一連の予算計上のあり方については、予算書の中でも分かりやすく説明が出来るようにすべきとの意見がありました。6款1項3目農業振興費の新規就農者支援プロジェクト補助金3287万円は意欲ある新規就農者が技術を習得するための研修施設としてトレーニングハウス3棟分の予算です。見込み総事業費は5736万9000円で2450万円は農協の中央会の予算を使い、残りを本町が負担する。協議中であるが事業実施主体はアグリトピア尾鈴、場所は坂の上で、場所については現地を確認しました。当初の品目はピーマンを考えているが、部会の支援を得られれば他の品目も考えられる。町内の就農者もちろんだが、町外からも受け入れを行い将来の町内居住につなげて行きたいと説明がありました。質疑では「指導者の候補者はいるのか。甘い考えでは上手くいかない。」との質問に対し、「ピーマン部会の方の指導を受けるよう考えている。アグリトピア尾鈴との連携をうまくやっていきたい。」との回答でした。同じく産地パワーアップ事業補助金321万7000円は国の事業を活用し乗用摘採機1機を導入する補助金で株式会社 太地園が取り組むものです。導入することで生産コストの削減が期待できます。6款1項5目園芸振興費19節負担金補助及び交付金のミニトマトパック詰めシステム導入事業補助金496万3000円は、JA尾鈴が現在は手作業で行っているパック詰めを機械で行うものです。現在の手作業では多い時で15トンほど翌日に持ち越すことがあり品質低下が問題となっていますが、システムを導入することで課題の解消が期待できます。総事業費は4400万円で1985万円をJAが負担し、残りの差額を本町が25%、都農町が75%負担するものです。6款1項6目畜産業費19節の負担金補助及び交付金の畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金6310万円は、光地区の酪農家が搾乳牛を導入し堆肥舎を整備するものです。6款1項7目農地費11節需用費50万円は農地保全用排水

路及び農道の修繕費で災害シーズン後半を迎えるにあたり5カ所分を見込み計上するものです。同じく19節負担金補助及び交付金の水道管布設替負担金196万7000円は新茶屋ため池の改修工事に伴うものです。10款4項3目文化施設費11節需用費100万円は文化ホール図書館の修繕費です。修繕箇所が多く今後の修繕を見込むものです。同じく4目文化財保護費15節工事請負費493万1000円の川南湿原案内標識等設置工事費は国道沿いに立てる案内看板4枚分の設置取替え及び湿原内の歩道が腐食しているために修繕を行うものです。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

議案第47号平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入については、2款1項1目一般会計繰入金225万円を減額し1939万9000円とするものです。歳出の1款1項1目15節の工事請負費200万円は出力不足によるポンプの停止がたびたび起こるため、ポンプ制御盤の仕様を変更するためのものです。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

議案第48号平成29年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳出の1款1項1目下水道事業費13節委託料1241万4000円は、都市下水路管路調査により農協ガソリンスタンド付近が激しく劣化し速やかな対策が必要との判断が出ており、流域調査、流量計算やルートを選定を行うものです。15節工事請負費380万5000円は川南浄化センターの耐用年数を経過した機器の取替え工事と監視装置設置工事を行うものです。監視装置を設置することで電話回線での警報受信からデータ通信による警報受信に切り替えることにより詳細な異常の把握が可能で復旧時間の短縮につながる等のメリットがあるとの説明でした。質疑応答で「都市下水の劣化原因は何か。」との質問に、「下水路がコンクリートで作られ、また40年以上経つことでの老朽化が原因で、近年その地域に建物が増えたことで水の流れも変わっており、昨今の集中豪雨もあり改めて流域調査を行う必要性がある。」との回答でした。また調査期間は11月から翌年3月までを予定しています。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

議案第51号平成29年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出の1款1項営業費用59万1000円は、人事異動に伴う職員給与費の減額などによるものです。また資本的収入の1款1項負担金119万9000円は、1目他会計負担金で消火栓更新負担金4カ所分の計上です。審査の結果異議はなく全員賛成で可決です。以上で報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 文教産業委員長に伺いますが、19款諸収入4項受託事業収入4目土木費受託事業収入の3節他市町村受託収入の尾鈴大橋補修工事費負担金995万6000円についてであります。

○議長（川上 昇君） これは議案 45 号ですね。

○議員（児玉 助壽君） 議案第 45 号平成 29 年度川南町一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。ただ今申しました、この尾鈴大橋補修工事費負担金についてであります。収入では尾鈴大橋工事費負担金になっておりますが、この歳入も 19 款ということは、この 8 款土木費 2 項道路橋りょう費の 3 目道路新設改良費の諸収入に充てるちゅうことでもあります。これは、この都農町と川南町で協定で結ばれた尾鈴の大橋の補修工事費をの負担金をこれに充てるちゅうことになりませんが、ちゅうことは、これは目的外流用にならないのか、そこ辺をどう審査されたのか。次に、この 6 月補正で 4109 万 8000 円の交付事業に対してとありますが、これを足すと 6 月補正の事業費に合うわけですけど、これは議決済みの議案であります。ということは、総計予算主義で一般会計年度における一切の収入及び支出とはすべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない地方自治法 210 条、少なくとも公金といわれる以上予測し得る収入及び支出とは予算に計上し住民代表の議会の議決を得た予算を通して使用しなければならないという事で、6 月補正においてこの国庫支出金 2127 万 4000 円を引いた今の 4409 万 8000 円から引いた残り 2282 万 4000 円を、都農町との協議の協定の中で、2 分の 1 ずつ出し合うということであったので、こら都農町の歳入見込み額が 1141 万 2000 円入っていないので、総計予算主義の原則に反しているのではないかと認められんのではないかと、私の反対討論もあったわけですが。この質疑もしたところではありますが、財源更生をするとかそういうことで問題ないという、これを言う理由でこの、事務簡素で、事務が簡素なことで賛成するちゅう、まあ賛成討論もあったわけですが、ということですね、この、これで使用せんならんごつなとったのに、これに対してこの 6 月補正を持ってきて審査する必要があったのかですね、議決済みの案件でありますからこれを審査する必要はない訳ですが。これを見ると、これは国庫支出金が 2127 万 4000 円になつとる訳ですが、委員長報告を見ると、国庫支出金が 2418 万 6000 円。こういうのは議会で議決したのはありません。これを、こっちを認めるということは、6 月議会で認めた、文教産業常任委員会が全会一致でとか賛成多数で認めたちゅうことは、これは議会自らがこれは否定することになつとやがよ。こういうことがあっていいもんかどうかですね。そしてこれを見つとですね、この数字、事業費はあつてるわけですから、300 万円足せばぴったり合うわけですが、これを見るとですね、一番下ん段に、平成 29 年度認可事業費で 9324 万 6000 円のうち国費 5487 万 4000 円、平成 29 年 3 月末に内示有り、国費率 58.85%になつとる訳ですがよ、これは、これでいくとこの計算で行くと、この 6 月補正の 2127 万 4000 円は、これは間違つたこつになつとるわけですよ。3 月の内示で 58.85%となつとるとん、なぜその 6 月補正で 2418 万 6000 円を上げなかったか、そこ辺の審査をしたとですか。そして、総務課長は財源更生でできるちゅうたけどですね、あの確かに財源更生はできるかもしれん、それはあの川南町の財源で川南町の財源を更生することはできるけどですね、他町の財源をもって川南町

の財源更生することができるかどうかですよ、そこ辺の審査をしましたか。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） ただ今の御質問ですが、我々がですね、今回の常任委員会で審査した議案に対しては、諸収入 19 款 4 項 4 目 3 節の尾鈴大橋の改修工事費負担金 995 万 6000 円と、これに伴って諸収入で上がっております 995 万 6000 円。この数字の妥当性を委員会の中で審査いたしました。審査の結果は、委員長報告のとおりであります、報告の後にも申しておる通り、その目的外であるかどうかというようなことに対しては我々の委員会でその視点をもっての審査は行ってはおりません。我々の委員会の審査の時点では、我々は総務課長の説明は受けておりませんので、中々ですね、そのどういった説明があったかというのはわかりませんが、審査をしたかしないかということでありますなれば、その視点での審査はしてはおりません。そして、2127 万 4000 円というこの数字もですね、6 月の議会の議案の中で出てきておる数字でしたので、今回の委員会の中では審査していないというのがお答えになろうかと思えます。

○議員（児玉 助壽君） これでこの委員長報告じゃ 6 月補正のこら出とる訳ですが、6 月補正が出とるかい、これ多分あの担当課がやった資料、これは担当課がやった資料ですがね、委員会の審査の中で。（「これはもらってない。」と言う者あり）これはなんで出てくるかわかんけんどん、どうこりゃどんげして説明したかわかんけんどんよ、この今の補助の交付率が、なんか 58.85%の、でん、これを見るとちゃんと出とるわけじゃかいよ 2418 万円。これ説明受けんでもあのこの委員長に対しての質疑でよ、ちゃんとこれはおかしいと歳入見込額を入れんな、俺は次に問題が起きるちゅうことをはっきり言うとながよ、で、この誰が見てんよね、それ審査しとらんと言うたらよね、今の目的外やらなんやら、そしたら何のためのこの審査やったとかしらんと思うがよ。これを見ると、都農町と川南町の協定は尾鈴大橋しかしちゃらんと思えます。この川南町の町道、塩付・長岡線舗装打替え工事にと、工事することでよ協定結んで、都農町があ負担金を納むるような、あのそういうなんは無いはずですが。そしてこれを見ると、995 万 6000 円は市町村受託事業を「収入を受けての計上です。」とあるがよ、収入をもらたように受けて計上ちゅうことは、都農町から収入を得とるとちゅうことになるが、都農町の町議さんに聞いたら都農町は予算計上しとらんちゅう話じゃがよ、これはおかしいちゃねえね。で、この収入を受けて、そしたらなお、おかしくなるですよ。この目的外、あの収入に。おそらくこれは収入見込額と、あの説明せにゃよ、おかしくなるわけじゃがよ。収入見込額としてでもですね、これはあの川南町が他町ですね、都農町の予算に介入できるかでけんかも出てくる問題なんですよ。こういうのを議決しよったら、おそらく俺は対外的によ、川南町の議会はよ、あの恥かくことになると思うちゃが、こういうのを賛成多数でできますか。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 我々の委員会もですね、その予算の上げ方と児玉議員の言われることはですね、わかる、理解をいたします。それを受けてですね我々もこの

予算の上げ方、この995万6000円がこの工事、塩付・長岡線打替え工事の部分ですね、上がってきているということはなぜかというようなですね、質問もその中ではいたしました。この995万6000円という数字がですね、今後その目的外に使用されるかどうかというのは、今後そのまた次のですね、そういった議会なりで追っていくということはある、なるんでしょけれど、今回のですね、この委員会の質疑の中でのその目的外でなのかどうかというのはですね、先ほど申しましたけど、というなことではですね、ちょっとあの質問はございませんでした。

○議員（児玉 助壽君） この疑義を持つものには無いがとは、何も疑う余地はねえちゅう、何になる訳ですがよ。そして今後どうなるかわからんちゅうようなことも言いよったけどん、でんこれを議決したらよ、この予算書を使用せにゃならん訳ですよ、議決したら。ちゅうことは、この6月、あの認めた議案、予算書、全てを否定することになつとですよ自分たちが認めたとを議会が議決をしたやつを、全部否定することになつとですよ、全部違うわけですから、この負担額が。この国庫支出金も。そして、あの執行部だ財源更生するちゅうけんどん、ね、この町の財源の中で財源更生はでてくるけんどん、他町の財源を、ましては、ね、土足であの踏み込んだようなことをして、川南町の財源更生はでけんと思つとですよ俺は。こんげなことしよつたらよ、今でもあのこの都農ん町長やらあん町職員かいよ、川南町の議会やら執行部は笑われよるとんよ、ますますこんげなこつしよつたら、おそらく俺は12月になったら俺はこの都農町がどういふ何をするかしらんけんどんよ、都農町がこういふ何を知つとつて、こう勝手にあの995万6000円ちゅう金をよ、同意も無くしよ、その町道の舗装に使うちゅうこつになったらよ、こらお前請求さるるよ、あの出しとらん錢を。川南町は都農ん錢を使とつとじゃねえかち。予算書じゃ予算書においてはそう取られますかかね、予算書では。弁償された上にこら、6月の議会であの町債と一般財源で、川南町は都農町のあの負担を負担しとつとですよ。この中には町債、町債が入つとちこつは、都農町のために利子払いよつとやがね、そんげまでして議決した議案をよ、これでこれを議決したらよ否定されることになりゃせんね。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 我々も委員会としてはですね、この予算て言うのは、3月、6月、9月という形でですね、まあもちろん繋がっている部分でありますので、我々も6月で審査して可決した部分に対してはですね、その中身をもって9月の今回の審査にもまあ挑んでいる訳であります。その都農町の負担が、都農町ですね予算までを川南で上げて、て言う部分でありますけども、都農町もですねこの橋を共同で工事するという事に対しては、これは町の中ですね、協定として結ぶ中での事業でありますので、我々議会としてその都農町がですね、この事業をまあその数字の、数字はまあ別として、この事業をもちろん知らないわけではありませんで、都農町の見込をですね、今回上げたという事に関してその都農町の予算というのはですね、まあ我々の委員会としては、その、そういったこ

とでのですね、質問なり等は、意見はですね出てはおりませんでした、以上です。

○議長（川上 昇君） 他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第45号平成29年度川南町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第45号、平成29年度川南町一般会計補正予算第4号について、反対討論を行います。反対の理由は、議案第38号に基づく審議会予算が計上されていますので反対です。町民の声がこぞって中学校1校にすると一致していないこと。学校再編を急ぐ必要はありません。前に進める予算の計上には反対です。以上、反対理由を述べましたが同僚議員の多くの賛同をお願いし、討論といたします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

○議員（兎玉 助壽君） 議案第45号、平成29年度川南町一般会計補正予算第4号について、反対の立場に立って討論致します。その理由についてであります。19款4項4目土木費受託事業収入における尾鈴大橋補修工事費負担金996万5000円は、本事業を共同で実施する都農町が負担するものであり、6月補正予算において8款2項3目15節工事請負費、尾鈴大橋補修工事にこの負担金プラス川南町の同額負担金プラス国庫支出金を合計した金額が事業費であります。本来はその財源の一部にこれを諸収入として計上すべきものでありましたが、原案の同款、項、目、節において町道塩付・長岡線舗装打替え工事の財源の一部、諸収入に計上されています。これは、委託側都農町との受委託契約、協定等に違反した目的外の不正流用とみなされます。また、執行部は財源更生するもので問題ないとしたが、川南町の財源で財源更生ことはできるが、他町の財源で川南町の財源を更生することはできないと思います。また議会議決した6月補正予算を議会自らが否定するものになり、従って、原案に反対するものであります。なお、事の発端になったのは、6月補正予算において総計予算主義の原則を無視し、都農町の負担金を見込み計上しなかったのが原因であります。それを認めず、事を正当化しようとする精神が結果的に都農町の予算に土足で介入しており法的に許されません。6月予算は賛成多数で可決されており、尾鈴大橋の改修工事の予算執行に支障を来すものではないが、このように予算の原則を軽んじると、財政そのものの計画を乱し、収支の均衡も乱れ統制が取れなくなることを忠告すると共に、議会、執行部双方の危機管理能力向上を求めて、私の反対討論は終わります。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案45号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
起立多数であります。

従って、議案第45号平成29年度川南町一般会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第46号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第47号平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号平成29年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第48号平成29年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号平成29年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第49号平成29年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第50号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号平成29年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案51号平成29年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時56分休憩

午後2時06分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで児玉助壽議員から発言の申し出がありますのでこれを許します。

○議員（児玉 助壽君） 先ほどの議案第45号、平成29年度川南町一般会計補正予算の反対の討論及び委員長に対しての質疑においてこの19款4項4目土木費受託事業費収入における尾鈴大橋補修工事費負担金について、996万5000円と申しましたが、正しくは995万6000円であったことを訂正してお詫び申し上げます。

○議長（川上 昇君） 日程第15、認定第1号 平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第2号 平成28年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第3号 平成28年度川南町水道事業会計決算認定について

以上、3案件を一括議題とします。

本3案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会に、それぞれ付託されておりましたので各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（福岡 仲次君） それでは一般会計決算審査特別委員会の

委員長報告を行います。一般会計決算審査特別委員会に付託されました認定第1号平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算について、その審査の経過と結果を報告いたします。関係各課の職員の出席を求め説明を受け、質疑応答を重ね慎重に審議を行い、討論採決の結果、賛成多数で可決いたしました。

歳入総額93億1015万7785円、歳出90億9812万874円となり、前年度比5.94%の伸びで差引2億1203万6911円の黒字決算であります。これは地方消費税11.39%、地方交付税11.94%の減収の中、ふるさと納税の95.41%の伸びと町税収入の額が4.16%増、たばこ税は2.88%減少したものの個人町民税が5.33%、法人町民税が7.13%の増となっており、町全体収益の伸びたことが最大の要因であり、これから先、地方交付税は減少傾向が見込まれることから町民所得の伸びていくことに町全体で取り組む必要があると思われます。

なお、全体歳出の中で住宅管理費の空き家対策特別措置工事89万9400円の支出に関し、「工事に対する収入が5万円であり、残収入の取り扱いが問題では。」との意見があり、この取り扱いに関しては、「地方自治法施行令に定めのある通り事務処理を行い問題は無い。」との説明を受けましたが、債権の保全が的確に行われなくなる可能性があることから、台帳作成を行い、例月現金出納検査に付した上、どの職員が見ても明らかに残債務が可視化できるよう事務取扱に細心の注意を払うように、との意見がありました。重ねて今後は空き家の再利用による定住促進に加え、倒壊寸前の空き家については、周辺住民の不安解消に努めるようにとの意見がありました。

以上のことから毎年の決算そのものが町民の財産でありそれを守っていくことがわが川南町の歴史であり町職員一丸となり取り組まれるよう意見を付し報告と致します。

○議長（川上 昇君） 次に、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長（中村 昭人君） 9月13日の本会議において、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会に審査付託されました認定第2号・認定第3号につきまして9月14、15日の2日間にわたり、5名による委員で慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。認定第2号平成28年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について及び認定第3号平成28年度川南町水道事業会計決算認定についてはいずれも全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定致しました。

それぞれの会計ごとに報告いたします。先ず認定第2号中「平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」についてですが、歳入総額31億4111万186円、歳出総額28億9604万3721円、差し引き2億4506万6465円となっています。基金については28年度には1億819万8000円を積立、積立総額は4億819万8000円となり、基金条例の上限額に達しています。保険税の収納率は87.4%と向上しており関係部署の努力のあとが窺えますが、更なる努力を期待します。本町の特定健診の受診率は非常に悪く疾病の予防や早期発見早期治療

の観点からも残念な状況といえます。町民の健康保持や医療費の削減にも繋がることであり指導・サポートが今以上に必要との意見がありました。国民健康保険事業の広域化が目前に迫っていますが、保険料の予測については、現段階では積立金もあり、負担が増えるという状況には無いと判断しているとのことでした。次に「平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定」についてですが、歳入総額4061万6797円、歳出総額3636万5086円、差し引き425万1711円となっています。決算額が昨年・一昨年に比して膨らんでいますが、管理運営費は変わらないが工事や修繕の有無で変わってくるとの説明です。安定的に経営されているが、新たな加入促進については、努力はしているが高齢・家が古いまた跡継ぎがない等により進んでいないとのことである。「平成28年度川南町営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算認定」についてですが、歳入総額1354万8525円、歳出総額1103万1861円、差し引き251万6664円となっています。掛迫・旭ヶ丘・村上地区53戸、鶴戸ノ本・椎原地区21戸に営農及び飲料のための水を供給しています。平成32年から水道事業会計との会計統合が予定されています。停電以外では風水害等の懸念は無いようです。「平成28年度川南町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」についてですが、歳入総額1億3117万7066円、歳出総額1億2609万1197円、差し引き508万5869円となっています。対象人口3,423人中、加入人口は2,371人で加入率は69.27%となっています。年に2%の加入率アップを目指しており、特に浄化槽の更新時に加入を促されています。対象区域の拡大計画は現在のところ無いそうです。続いて「平成28年度川南町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定」についてですが、歳入総額461万7108円、歳出総額438万8316円、差し引き22万8792円となっています。介護認定事務は、事務局は川南町が担当し、年に約50回開催されています。昨年の審査件数は川南が893件、都農が677件の計1,570件行われています。1回の審査は5人で行い、2班体制をとっています。「平成28年度川南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定」についてですが、歳入総額15億6119万4368円、歳出総額14億8737万1692円、差し引き7382万2676円となっています。2025年問題を控え、介護関係の予算増大が予測されるが、介護保険準備積立金の積み増しが必要であるとともに、要支援にならないよう、あるいは要支援から要介護に、さらには要介護度が増さないような対策に取り組むということでした。保険料が未納であると実際介護が必要になった際に自己負担割合が通常1割が3割となるため必要な支援も受けられなくなるなどするため、納付に理解を求めている。訪問給食サービスは施設や人員の能力から現在の夕食しか出来ていないが、朝・昼給食も検討課題であるとのこと。今後は総合福祉センター構想の中で民間への委託も考えの一つとの答弁がありましたが、単に食事を配達するだけではなく、見守りや健康状態チェックも必要で現在の費用で完全民間移行はかなり困難と思えます。「平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」についてですが、歳入総額1億6435万5508円、歳出総額1億6405万9607円、差し引き29万5901円となっています。対象者は現在、2,654人で、75歳以上の方と障害のある65歳以上で本人が選択す

れば加入できます。保険料は年金から天引きの特別徴収と納付書により納める普通徴収とがありますが、保険料は後期高齢者広域保険連合に納められます。「平成28年度川南町尾鈴地区畜産用水事業特別会計歳入歳出決算認定」についてですが、歳入総額1万3446円、歳出総額1万1745円、差し引き1,701円となっています。事前のアンケート調査では45件の希望があったが11件の実申込で、また事業認可がずれ込み1カ月だけの249㎡の使用となり小額の決算となったとのことでした。畑かん利用者とのトラブルはないとのことでした。また利用者が施設設置する場合の全額自己負担と補助金との整合性について、条例解釈に疑義をもたれない整備を求める意見が出ました。「平成28年度川南町西都児湯行政不服審査会特別会計歳入歳出決算認定」についてですが、歳入総額18万6000円、歳出総額7万5574円、差し引き11万426円となっています。弁護士2名、元大学教授1名、司法書士1名、行政経験者1名で構成する審査会の事務局が川南町ということです。行政の決定に不満があるときに不服を申立てますが、決定に拘束力はありません。審査案件の費用は当該自治体負担となります。なお審査会委員の任期は3年で再任は可となっています。続きまして認定第3号平成28年度川南町水道事業会計決算認定についてですが、当該年度の純利益は8252万9305円、14日の今定例会で可決しましたが、未処分利益剰余金は1億2252万9305円となっています。給水人口は減少していますが、企業の水道使用量が増えており、水道使用量全体としては増加しています。本町の水道配水管総延長は大変長く、また古い石綿管も残っており漏水が経営に影響を与えています。計画的に漏水対策工事は行われてはいますが、剰余金等を活用してでも計画を前倒しして、他自治体並みの有収率を早く確保するよう意見が出されました。

認定第2号、認定第3号を審査する中で、少子高齢化や人口減少が課題として出ます。これらにどのように立ち向かうかは、川南町の将来像にかかわる問題です。行政だけでの努力では限界があります。町民一人一人が支えあう意識を高め、町が方向性を示し、官民一丸となって取組むよう求めます。以上報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、各案件ごとに行います。

認定第1号 平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第1号、平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算について、反対する立場から討論致します。歳入93億1015万7785円、歳出90億8912万874円、差引2億

1203万6911円の黒字決算です。消費税増税を国の言いなりに認め、使用料、利用料、水道料金、下水道料金にも消費税が上乘せられ町民の負担増です。平成28年度も保育所や老人ホームの民営化など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算となっています。学校給食調理業務は、民間企業に委託して10年目の予算計上で、3144万9920円で平成28年8月1日より平成31年7月31日までの3年間の長期契約で15人が働いています。3年ごとの入札でそのたびに業者が変わっていますが、働く方々を引き継いでいますので、労働法制上でも働く意欲の面でも直接雇用にして処遇改善を図るべきではないでしょうか。さらに、今日の学校給食法が「栄養改善」から食の大切さ、栄養バランスなどを学ぶ「食育」と衛生基準の強化に改定され、給食は食教育の「生きた教材」「教科書」と位置づけられています。そうであれば、学校給食活動や食教育の一体性の観点からみて、学校活動全体に参加できない営利企業、給食会社に調理を委託することは、学校管理運営の計画、実施、評価、予算化を分断し、不適切であることは明白です。教育としての学校給食を財政の効率化として民間委託していることは間違っています。平成26年度から文化ホール・図書館が指定管理者となり、町の手から離れました。川南町内に住む定住化を進めています。町外業者に委ねていて人口は増えるのでしょうか。近隣の方を雇っていると言いますが違うように思います。夏の行事で文化ホールに行きましたら、中に入ってから外に出てくる人が、暑くてたまらんと言うのです。行事の前にクーラーのスイッチを入れたのでしょうか冷えるまでには時間がかかるようです。民営化になって配慮が足りないのではとの声が聞かれました。またエントランス等で机や椅子を借りるのにもお金がかかります。直営の時はなかったことです。また個人番号制度に伴う予算の計上です。マイナンバーをめぐっては、日本年金機構による125万件もの個人情報流出や、100以上の自治体によるマイナンバー付き通知書の誤配送など事件、事故が絶えません。憲法13条が保障する個人の尊厳を侵すとの根本的な批判に加え、流出、漏えいによるプライバシー侵害の危険が常に指摘され、現実のものとなっています。現在、サイバー攻撃などから完全に防御できるシステムは構築されていません。国民の権利を危険に陥れる制度は、廃止すべきです。町民の暮らしが、今いかに大変なのか、町民目線で見ればはつきりしています。国言いなり、の町政ではなく、安倍政権の暴走にはつきりノー、と言ひ、町民の立場を貫く町政こそ求められています。基金の運用についても、今こそ住んでいる川南町民に喜ばれることに使うべきです。例えば、小中学校のトイレを半分でも洋式にするとか、地域の公民館のトイレの改善をするとか、水道事業の漏水防止対策に力を入れるなど、住んでよかった。大好きな川南と言われるように、町民の福祉の増進を図るという地方自治本来の使命の実現を求めまして、平成28年度一般会計決算の認定について、反対討論とします。

○議長（川上 昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 認定第1号、平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算認定につ

いて賛成の立場から討論します。一般会計の決算審査特別委員会において平成28年度の決算への説明をうけ質疑をいたしました。歳入総額93億1015万7785円、歳出90億9812万874円となり自主財源率は49%です。人口が減少する中、地方交付税も減少しており自主財源確保に各担当課は取り組んでおります。監査委員の監査意見のなかでも町税などの徴収率アップが評価されるとあります。今回、決算審査特別委員会では歳入19款諸収入 5項雑入 空家対策特別措置工事分5万円、歳出8款土木費4項住宅費 空家対策特別措置工事89万9400円については意見があがりました。この空家対策特別措置の工事代金5万円の歳入については、工事代金の本人負担額は調定にあげ、繰越に関しては収入未済額にのこす決算書にすべきで、工事代金の根拠がないと意見が上がりました。建設課からの説明を受け、その後、再度建設課と総務課の方からも説明を受けました。この案件は通浜の住宅密集地で再三住民から空き家の危険性を訴えられておりました。昨年度予算が計上され私も所属する文教産業常任委員会でこの住宅密集地の3カ所の現地調査も行いその危険性から早急に対応するように意見もあがりました。歳出の89万9400円の工事代金の内訳ですが、先ほどの3件の内1件は自分で解体されました。また、19万2000円の空家工事は再三担当課が所有者に解体などの要望を交渉して本人も解体する旨の答弁は有りましたが、期限を提示しないまま時間が経過し、その物件は危険性を帯び通学路でもあることから最低限の工事を行ったものです。これは「川南町空家対策の推進に関する条例」で緊急安全措置の第10条1の「町長は適切な管理が行われていない空家等に倒壊・崩壊・崩落その他著しい危険が切迫しこれにより道路・広場の公共の場所において人の生命若しくは身体に対する危害を予防するために必要最小限の措置を取る事が出来る」とのことでの措置であります。また工事代金70万7000円になる物件に関しては、ほぼ四方を民家に囲まれ、新たに住む人も望めないほどの現状で朽ちており、その周辺を通る住民にとっては非常に危険な状態でありました。まず、この件に関しての法的根拠は、自治法第171条6で「債権者が無資力又はこれに近い状態にある場合、自治体の長は、税などを除く債権は、その履行期限を延長する特約又は処分することが出来る」とされていると総務課より説明を受けました。この説明により、今回の歳入の取り扱いとして、危険回避の工事代金の総額を一括して納付させるのではなく、納付期限を定め、その期限ごとに分割収入される額について、その都度調定を行うことが認められていると理解しました。今回は、空き家の持ち主の債務者がすでに自己破産している状態にあり、建設課との数度に及ぶ協議の結果、分割納付による誓約書を頂き、71回の分納で毎月1万円を納付することとなり、平成29年度の当初予算でも1年分の12万円を雑入として予算計上され、議会でも決定している所です。

今回このようにその扱いについて様々な意見もあり、今後この方に対しては6年もの債権返済になりますので、監査でその取扱いが適正になされているかの確認が定期的に出るようによ望します。同僚議員の強い反論に対して、理解はできますが法的に適正に処理がな

されていると確認しまして賛成といたしました。今後空き家対策については様々な問題が出てくることは間違いないと思います。今回の一般質問でも、同僚議員が空き家対策については町当局に対して様々な視点で、住民主体で考えて頂くように要望しております。住民福祉に町行政は寄与しそれにむけ最大限の尽力を全職員注いでおります。また一方で税の平等性から税金などの収納率向上にも担当課はそれぞれに全力で取り組んでおります。この空家に関する事でも担当課の建設課の住宅使用料の徴収率99.9%。現年徴収率においては100%となっており、その勤めとはいえ相当な日々の尽力であると考えられます。参考までにお隣の都農町では住宅使用料92.76%、高鍋町においては85.65%です。また税務課の担当する税金徴収率アップも住民から様々な試練を与えられても揺るがずその徴収業務に努めております。私たち議会でそのように取り組んでいる職員の士気を下げするような行為が果たして良いのでしょうか？議会は是非で臨みますが、私たちが決定したことにむけ共に町の未来に歩んでいかなければなりません。今回、この工事代金については適正に処理をなされていることが確認できたことで賛成といたし、皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（兎玉 助壽君） 認定第1号、平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場に立って討論致します。その理由についてであります。8款土木費、15節工事請負費中、空き家対策特別措置工事は歳入5万円に対し、歳出89万9400円の決算となっており、一般常識的に受け入れ難い予算執行状況になっています。その理由を問いただしたところ、歳出から歳入を差引いた差額84万9400円の収入未済額があることが判明し、その中に不納欠損額が確実に見込まれる。家主の同意を得ず代執行した工事費19万2000円が含まれていることも判明しました。この収入未済額及び滞納額については納税者即ち住民の目に一切触れる事の無い不正の温床である二重帳簿で経理されていることも判明したのであります。審査の中で執行部は地方自治法施行令の都合の良い一部分を抜粋し、自分独自解釈し空き家対策は特別な事業であり、債務者が無償力又はこれに近い状態にあり、一度に全額徴収できないので立替払い・分割払い等予算を調整できるので会計処理上問題ないと正当性を主張しましたが、法律で事業費を立替、分割徴収ですが、予算が少なくとも公金と言われる以上、収入未済額を不正の温床の二重帳簿で経理することまで法律では認めていません。従って原案を認めることは、川南町議会が制定した議会基本条例と適正な事務処理及び事務執行を求める決議に反する行為であり、いかなる賛成討論を持ってしても原案を認めることはできません。しかしながら、先ほど、徳弘議員が申したとおり空き家に関する問題は数多くありますが、空き家は増加傾向にあり老朽家屋の安全面、環境衛生面等問題になっており、今後空き家対策特別措置工事の増加が見込まれ、それに伴い特別予算措置の増加が見込まれる事から例外として、条例で空き家対策特別会計を設け、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるなど一般会計と区別した経理方法とすべきであります。従ってこの代案を持って原案に反対し、不認定

とするものであります。以上で討論を終わり皆様の賛同を求めるものであります。

○議長（川上 昇君） これで討論を終ります。

これから認定第1号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数であります。

従って、認定第1号平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号平成28年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第2号、平成28年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定に対し、反対の立場で討論を行います。国民健康保険事業特別会計は、黒字決算です。国保加入者が後期高齢医療への移行による被保険者数が減少傾向にあります。国民健康保険法は、「社会保障及び国民保健の向上」を目的とし、国民に医療を保証する制度です。その制度が、国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどあってはなりません。川南町では、法律で定めた限度額一杯の国保税を徴収しています。また、後期高齢者医療制度の導入によって後期高齢者支援金の徴収が行われるようになり、その金額も応能、応益割合によって定められています。その額は基礎課税額と同じく、政令で定める金額を超えることができない、とされています。後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を対象に都道府県連合会が運営をしています。さらに、介護保険納付金の課税額についても、同様の定めがあります。国民健康保険は、財政の困難、保険料が高くて払えない、滞納者の増加と収納率の悪化という悪循環に陥っていますが、その中で、厚労省は滞納処分の強化でこれを乗り切ろうとしています。医療保険における最後のセーフティ・ネットと言われる国民健康保険が格差と貧困の拡大する中で、疲弊する国民をその制度から締め出しつつあることは大問題です。川南町でも保険証のない世帯もあり心配されます。安倍政権は2018年度から国保の財政運営を市町村から都道府県に移行させる計画です。実質的には国保の様々な実務はこれまでどおり市区町村が行います。市区町村のみの単独運営であったこれまでの国保との最大の違いは、都道府県が国保財政をにぎるということで、大きな権限を持つこととなります。国保財政が困難になった原因を、高齢者が増えたことに転化する論調が幅を利かせています。高齢者と若い世代をことさらに対立させます。今の国保の状態は、憲法25条の「最低限度の生活を営む権利」に反します。死亡者を生み出すような制度は13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」に違反します。憲法の理念を国民に普及する課題としても、国保は重要です。川南町は国保の税率を9年ぶりに改定し、平成29年度から資産割を除き3方式としました。税徴収に関して工夫して収納率アップに取り組まれていることは評価できると考えます。努力

も見られますが、国保財政悪化と国保税の高騰を招いている元凶は国の予算削減にあります。低所得者が多く加入し、国保税に事業主負担もない国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない制度です。宮崎県の市町村国保への独自支出金は、2000年度には1億1600万円から毎年減らし続け、2009年度からはゼロになっています。県からの補助を働きかけていただきたい。年金が削減される中、高い国保税を払い、介護保険料を年金から徴収されて、現在と将来に不安を感じつつ、残りの年金でやりくりをしているという生活実態を踏まえて町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす自治体の本来の姿を求めまして、反対討論とします。反対討論を終わります。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数であります。

従って、認定第2号平成28年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号平成28年度川南町水道事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、認定第3号平成28年度川南町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第18、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に林光政君及び竹本修君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

林光政君及び竹本修君、開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち「賛成」12票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、諮問第2号人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第19、同意第10号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に福岡仲次君及び養原敏朗君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

福岡仲次君及び蓑原敏朗君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち「賛成」12票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、同意第10号教育委員会委員の任命については適任とすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成29年第4回川南町議会定例会を閉会します。

午後2時59分閉会
